

税制および社会保障制度における 家族の取り扱い

都 村 敦 子

はじめに

過去20年以上にわたる社会保障制度および税制の拡張は所得再分配のチャンネルに大きな変化をもたらし、これらの変化が各世帯の可処分所得に及ぼすインパクトはきわめて大きくなっている。本稿は、税制および社会保障制度では家族単位をどのように取り扱い、どのような課税・拠出構造ならびに給付構造で家族の経済的福祉に対応しようとしているかを分析することをねらいとしている。

税制および社会保障制度における家族の取り扱いについての検討は、両システムのもとでの現行の公平概念を考え直すうえからもきわめて重要であると考えられる。しかしながら、従来わが国ではこの問題についての研究はかならずしも十分行われてこなかった¹⁾。

今日、多くの国において、社会における両性の役割、家族の地位および児童の地位などの変化にともない、税制のもとでの現行の公平概念を考え直すような傾向が生じている。その1つは、多くの国で税制上の家族単位の問題について、夫婦（または家族）合算課税から個人単位課税への移行がみられることである²⁾。この背景には、社会における婦人の役割の変化、個人主義思想の影響

および税負担の公平等の要因が考えられる。第2に、子どものいる家庭に対する援助は、税制の所得控除から税額控除へ、さらに社会保障の現金給付の形におきかえられる傾向が強い。

家族といえどもそれぞれ、その家族構成、有業者数（片稼ぎか共稼ぎか）、所得レベル等を異にする。本稿では国税庁の資料にもとづき、単身世帯と夫婦世帯、妻が就労するばあいとそうでないばあい、家庭に扶養親族がいるばあいとないばあい等に分けて、家族単位と税・社会保険料負担の間の関連をとりあげる。現行の社会保険料徴収方法は、家族の経済的福祉に税のばあいとは異なるインパクトを及ぼすことを示す。その他扶養児童や老人扶養親族に対する給付の支給方式やその規模のちがいの影響、世帯の可処分所得にかなりの影響を及ぼす。

家族の経済的福祉の問題にアプローチするためには社会保障制度と税制を一体的に考える必要がある。すなわち、従来のソーシャル・ポリシーの概念枠組および分析モデルに限定せずに、もっと広いフレーム・オブ・レファレンスのなかで、ソーシャル・ポリシーの再分配効果を再検討することが必要である。本稿では、福祉の社会的区分——ティトマスのいう社会保障、財政福祉、企業福祉の3つの福祉政策の再分配効果を老人扶養について実証的に分析することをも試みる。

I 家族に対するソーシャル・ポリシー

税制や社会保障の中に家族がとり入れられるようになったのはいつからであり、またいかなる理

1) 社会保障制度審議会は昭和37年の「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申」において社会保障の単位と題してこの問題を論じているし、また、48年の「社会保障制度における家族の取り扱いについて」においても検討を行っている。

2) OECD, *The Treatment of Family Units in OECD Member Countries under Tax and Transfer Systems*, 1977 参照。

由によったのであろうか。

社会保険の発達の段階を適用対象の面からみると、まず被用者の一部に適用され、つづいて被用者全体に適用され、つぎに就業者の全部に拡張され、その後全国民が対象とされてくる。最初の段階では、被用者中心に組織化が進められるが、同時に社会保険創設当初から、あるリスクに対しては被用者の家族に対する保護も考慮に入れられていたのである。被用者である夫が死亡したばあいに家族に援助を与える必要があることについては古くから承認されていた。

家族に対するソーシャル・ポリシーとして最初に関心が向けられたのは、母親と子どものメディカル・ニードに対して給付を行うことであった。すなわち社会保険が家族福祉にもっとも大きく貢献したのは医療の分野であった。1883年のドイツの疾病保険法にはすでに出産給付ならびに家族給付が含まれており、社会保険は個人の福祉だけでなく、家族の福祉にも関連するものであるということをはじめ、しかも明白に主張したものであった³⁾。イギリスでも1911年の国民保険法において家族の出産給付が与えられることになった。

他方、税制を媒介とした家族に対するソーシャル・ポリシーの歴史も長い。イギリスでは、1799年にピットは家族扶養の責任に対して所得税の控除を認めた。その後1806年に児童扶養控除は廃止されたが、1909年にロイド・ジョージは年収500ポンド以下の世帯の16歳未満の全児童に対して、児童扶養控除を再び実施した。それは家族手当制度に先立つこと37年であった。扶養控除は1920年には、児童のいるすべての世帯に適用された。家族手当制度はベバリッジの勧告を受けて、1946年に実施された。

わが国の社会保険において家族給付の導入が行われたのは健康保険が最初であった。健康保険の家族給付がはじめて法定給付になったのは昭和17年の健保法改正のときである。しかしながら、被用者保険は被保険者のリスクに対する保護を中心

に発展してきたため、被保険者に比べて家族給付の改善は遅々たる歩みであった。昭和17年に家族の給付率5割が決められて以来、給付率の引き上げが実施されるまでにはそれから30年の歳月が必要であった。昭和48年には家族給付率の引き上げおよび家族高額療養費支給制度が実施されたが、この改正は被扶養者にとって大きな意味をもつものであった。

年金保険については、昭和16年の労働者年金保険法において、わが国の社会保険としては初めての遺族年金（10年の有期年金）の制度が創設された。家族従事者、被用者の妻、または無業の女子等が独立の被保険者として年金保険システムに加入できるようになったのは昭和36年の国民年金制度実施のときである。しかしながら現在なお年金保険における家族に対する給付には問題が多い。それはわが国に限らずほとんどの国々の社会保障制度が結婚と家族に関して伝統的な考え方を反映しているためである⁴⁾。年金を受ける権利が配偶者の保険加入状態に基づく制度では、妻の年金保障はきわめて不安定である。さらに家族の給付レベル（とくに遺族年金）は低くなりがちである。

社会保障制度審議会は「社会保障制度における家族の取り扱いについて」（昭和48年12月）の中で次のように述べている。「医療保険にしても年金保険にしてもいくつかの法制にわかれ、その沿革のちがいが家族の給付の取り扱いにも反映してバランスを欠いている。これは、国民のすべてを包括してその1人1人の生活をその生涯にわたり保障するという社会保障の目的にても解決を要する点である」。

他方、税制では大正9年の所得税法改正において、はじめて扶養家族に対する控除の制度が採用された。このときの適用には制約があり、控除額も少なかった。昭和25年のシェアップ勧告に基づく税制改正ではじめて、扶養親族の生計費を納税義務者が負担することによる担税力の減殺を斟酌できる制度となった。その後扶養控除は引き上げら

3) ILO, *Approaches to Social Security*, 1942 (塩野谷九十九, 平石長久訳「ILO・社会保障への途」昭和47年, 社会保障研究所) 参照。

4) 拙稿「年金制度における女の座」『ねんきん』昭和57年6月号、および拙稿「連載、女性と年金①～⑩」『ねんきん』昭和51年11月号～52年10月号参照。

定められている。

収入があるものについての被扶養者の認定については、昭和56年4月1日に従来の基準の改正が行われた。従来の被扶養者の認定基準は税制の扶養控除とリンクした形で、52年4月に一律70万円未満とされていたが、新しい基準では税制とは関連させずに、老年者と障害者の特性を考慮して、二段階方式に改められた。新認定基準では、(i)それまでの70万円未満を80万円未満とするとともに、(ii)認定対象者が65歳以上の老年者または厚年の障害年金受給要件に該当する障害者のばあいには120万円未満と定められた。

なお、社会保険の対象となる「遺族」については、被保険者または被保険者であったものの配偶者、子、父母、孫または祖父母で、死亡の当時そのものによって生計を維持していたものである。ただし、妻以外のものについては次の要件に該当したものに限る。夫、父母、祖父母は60歳以上または廃疾、子、孫は18歳未満か廃疾の状態にあることである。

以上のように、税制および社会保障制度における家族の範囲は生計維持を要件とするとはいえ、かなり広いものである。とくに税制では社会保障よりも家族の範囲をより広範囲のものと定義している。ただし、被扶養者の収入の認定基準および配偶者の定義に関しては、税制よりも社会保障の方が寛大なものになっている。収入の新認定基準については、通常の有業者は所得の低いものも社会保険料を拠出しており（たとえば民間給与所得者で年収100万円以下のものは年収の7.5%の社会保険料を拠出している）、公平の点から検討の余地を残している。

家族の範囲については、すでに昭和37年8月の社会保障制度審議会の「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申」にとりあげられている。すなわち「社会保障の給付を受ける権利が個人個人に帰属することは当然であるが、保障を行なう場合には現に国民がどのような共同生活を営んでいるかという実態をとらえ、その生活の基礎となっている単位に即して保障を行なうことが必要である」とし、「今後は、社会保障の対

象としては夫婦と未成熟の子を世帯の単位とし、それを基礎として親族または扶養義務者との関係性を正確に規定すべきである」と述べている。家族扶養の実態については次の章でとりあげる。

III 家族扶養の実態

まず、被扶養者——家庭において扶養を必要としているもの——の実態を明らかにすることからはじめよう。わが国の家族、とくに家族の扶養についていくつかの点を検討する。第1に、1人の所得者が何人の被扶養者を有するか(扶養率)。第2に、だれを扶養しているか(被扶養者の続柄)。第3に、被扶養者はどの所得階層に属するか(扶養義務者の所得)。

第1の扶養率については(表1)、47年の1.1人から55年の1.3人へ上昇傾向にあり、そのうち70歳以上の老人の被扶養者数がかかなり顕著に増加している(47年には1,000人のうち48人が70歳以上の老人を扶養していたが、55年には1,000人のうち76人が70歳以上の老人を扶養している)。なお被扶養者のいるもの1人当りの被扶養者数も47年の2.3人から55年の2.5人へ増加している。

被扶養者数別の構成比をみると(表2)、被扶養者のいないものは全体の48.4%を占めている。こ

表1 扶養率の推移(昭和47～55年)

(単位:人)

	扶養率	被扶養者の内訳			被扶養者のいるもの1人当りの被扶養者数
		配偶者	扶養親族	うち老人扶養親族	
昭和47年	1.145	0.398	0.747	0.048	2.313
48	1.199	0.389	0.810	0.053	2.417
49	1.239	0.398	0.841	0.060	2.423
50	1.259	0.406	0.853	0.059	2.362
51	1.258	0.407	0.878	0.060	2.452
52	1.279	0.403	0.876	0.060	2.454
53	1.297	0.403	0.894	0.070	2.489
54	1.284	0.398	0.886	0.073	2.456
55	1.270	0.389	0.881	0.076	2.446

(注) 1. 民間給与所得者に関する扶養率(所得者1人当り被扶養者数)である。

2. ここでいう配偶者、扶養親族とは所得税法上、配偶者控除、扶養控除の対象となったものをいう。老人扶養親族とは、扶養親族のうち年齢70歳以上で障害者に該当しないものをいう。

資料: 国税庁「民間給与の実態」47～55年分を用いて算出。

表2 被扶養者数別の構成比(%)，昭和55年

被扶養者数	配偶者控除のあるもの	配偶者控除のないもの	計
0 人	—	79.0	48.4
1 人	18.7	9.0	12.8
2 人	22.7	7.8	13.6
3 人	39.5	3.1	17.2
4 人	14.4	0.9	6.1
5 人	3.7	0.2	1.5
6人以上	0.9	0.0	0.4
総数	100.0	100.0	100.0

資料：表1に同じ。

表3 被扶養者の続柄(昭和55年)

(単位 %)

	総数	配偶者	子	70歳以上の直系尊属	70歳未満の直系尊属	その他
民間給与所得者	100	30.67	57.56*	5.96	4.62*	1.19*
組合健保	100	32.89	58.87	4.24	3.28	0.72
政管健保	100	30.83	57.91	5.70	4.42	1.14

(注) 国税庁の資料では、配偶者と70歳以上の直系尊属以外の他の扶養親族数の構成が明らかにされていないので、*印については政管健保の割合を用いて推計した。

資料：国税庁「民間給与の実態」55年分、厚生省「健保被保険者実態調査報告」55年。

の割合は昭和40年には51.9%であったが、年々減少傾向を示している。被扶養者のいるものについては、被扶養者3人のものの割合がもっとも高く、被扶養者が4人以上いるものの割合は低い。

第2は、社会保障や税制における家族の範囲の決定に関連する、被扶養者の続柄の実態である。表3より明らかなように、被扶養者のうち3割強は配偶者、6割弱は子であり、両者で被扶養者総数の約9割を占めている。被扶養者総数の7.5~10.5%は直系尊属であるが、そのうち半数以上は70歳以上の高齢者である。配偶者、子、直系尊属以外の被扶養者は1%前後である。

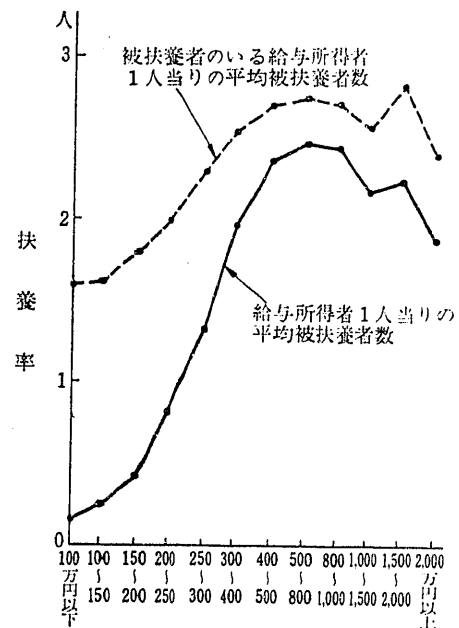


図2 所得階層別扶養率(昭和55年)

申告所得者の資料から同様の構成比をもとめると、70歳以上の直系尊属の扶養に関して著しい差異がみられる。すなわち、農業所得者の被扶養者のうち70歳以上の直系尊属は18.85%を占めており、表3の4.24~5.96%に比べて、老親を扶養するものの割合が圧倒的に大きい。営業所得者の老親扶養率も高い。

第3に、被扶養者はどのような所得階層に属するだろうか。所得階層別に扶養率をもとめると図2のようになり、所得と被扶養者数の間には正の相関がみられる。これは年齢と被扶養者数の関係を反映しているともいえる。

ところで、当然のことながら扶養の対象となるもの(子、親、高齢の配偶者等)によって、扶養義務者の年齢や所得にちがいがあ

る。義務教育終了前の児童を扶養するものについて

表4 年間収入五分位階級別、義務教育終了前児童数(勤労者世帯)

		年間収入五分位階級					
		計	I	II	III	IV	V
義務教育終了前児童数	昭和50年	100%	17.7	22.2	22.9	20.6	16.7
	55年	100%	20.6	22.8	23.0	19.8	13.7
1世帯平均義務教育終了前児童数	50年	1.20人	1.06	1.33	1.37	1.23	1.00
	55年	1.20人	1.24	1.37	1.39	1.19	0.83

資料：総理府「家計調査年報」を用いて算出。

表5 年間収入五分位階級別、70歳以上被扶養者数（昭和55年）

	計	年間収入五分位階級				
		I	II	III	IV	V
70歳以上の配偶者数	100%	38.7	14.0	13.4	13.4	20.5
70歳以上の扶養親族数	100%	5.0	11.6	18.2	26.3	38.9
70歳以上の同居老親数	100%	5.6	12.8	19.4	26.8	35.4

資料：表1の資料を用いて算出。

とりあげてみよう。表4は年間収入五分位階級別に児童数の分布を示したものである。昭和50年と55年を比較すると、年間収入の低い階層に属する児童の割合は増加している。すなわち、年間収入の低い階層であるIとIIに属する児童数の割合は50年には39.9%であったが、55年には43.4%に増加している。とくに、収入のもっとも低いIの階層の児童数の増加率が高い。

つぎに、70歳以上の老人の被扶養者については、配偶者に扶養されているか、子に扶養されているかによって、その属する所得階層は大きく異なる。表5は年間収入五分位階級別に70歳以上の被扶養者数の分布を示したものである。配偶者に扶養されている老人の38.7%は収入のもっとも低いIの階層に属している。それに対して、子に扶養されている老人でIの階層に属するのは5.0%にすぎない。子に扶養されている老人の4割弱が所得のもっとも高いVの階層に属している。子と同居している老親についても、扶養者の所得分布は高い方に片よっている。

IV 家族単位と負担

(1) 課税および拠出構造

国税の所得税および住民税（所得割）⁵⁾は所得の多寡に応じて税負担が決められる。課税単位の定義、税率の構造、所得ブラケットの幅、および控除構造等は世帯の税負担に影響を及ぼす。課税単位については、とくに1970年代以降、多くの国々で夫婦（または家族）合算課税から個人単位課税

5) 住民税の均等割は所得の多寡に関係なく、同一の市町村においては、すべての納税者が均等の税額を負担する。

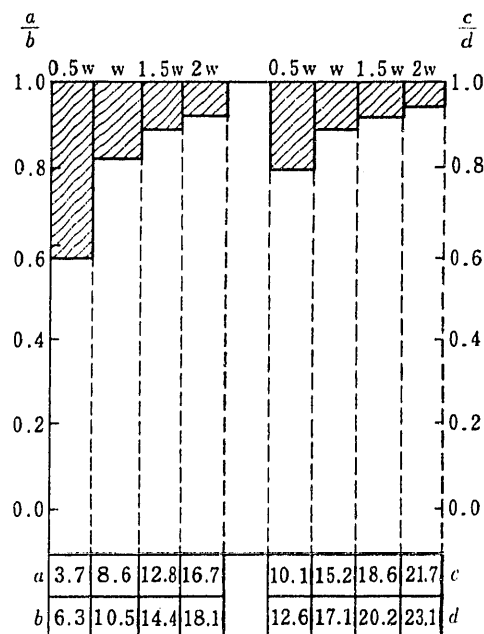
への移行がみられる。わが国では、戦後シェアブ勧告によって、家族制度の民主化のため個人を課税単位とする現行の方式がとられてきている。

社会保険料は被用者保険では標準報酬月額の一一定比率で徴収される。地域保険の国民年金や農業者年金では均一拠出制、国民健康保険では応能制としての所得割と資産割、応益割としての均等割と世帯割による額を合算したものとなる。日雇健保では数段階の均一拠出制をとっており、制度により徴収方法を異にしている。

(2) 家族構造と税・社会保険料の負担

このような課税および拠出システムは、構造を異にし、所得レベルのちがう家族単位にどのような影響を及ぼすかを検討してみよう。所得水準を決めるための基準として、給与所得者の平均給与(w)を用いる。

まず、単身世帯と夫婦世帯（いずれも有業者1人）の税制および社会保障制度上の地位を比較するために、2つの方法を用いる。第1は、単身世



- a: 夫婦世帯の税負担率 (%)
 b: 単身世帯の税負担率 (%)
 c: 夫婦世帯の(税+社会保険料)負担率 (%)
 d: 単身世帯の(税+社会保険料)負担率 (%)

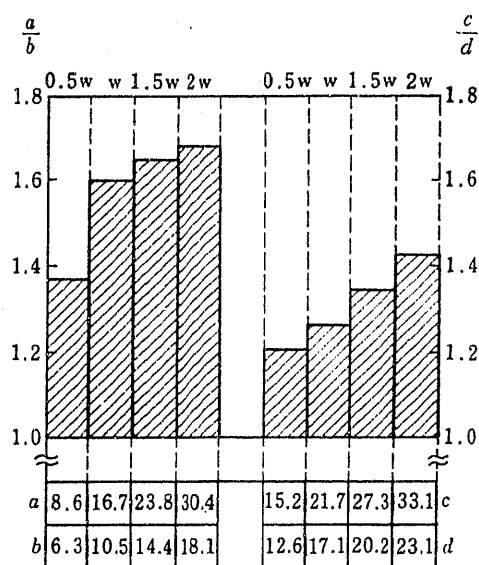
図3 単身世帯と夫婦世帯の税および社会保険料の相対的地位——同一所得水準のばあい（昭和55年）

帯と夫婦世帯の総所得が同一のばあい、第2は、夫婦世帯の所得は単身世帯の2倍、すなわち1人当り所得は同一のばあいである。

図3は単身世帯と夫婦世帯の所得水準が同一のばあいの負担率の相対的差異を示す。すなわち、図3の左側は単身世帯の税負担率に対する夫婦世帯のその比率を示し、右側は社会保険料の負担も考慮に入れたばあいを示す。単身世帯に比して夫婦世帯の税負担率の方が低い。これは税制の配偶者控除の効果による。両者の相対的差異は所得レベルが高くなるにしたがって小さくなる。社会保険システムは所得税システムほど単身世帯および夫婦世帯の相対的地位に影響を及ぼさない。社会保険システムは婚姻状態や性別によって区別していないからである。社会保険料負担を合わせたばあいには、所得税のみのばあいに比べて、両世帯間の負担率の差異は小さくなる。

夫婦世帯の所得は単身世帯の2倍、すなわち1人当り所得は同一のばあいは図4のようになる。夫婦世帯の税負担は単身世帯のそれよりも高くなる。これは所得税システムの累進税率の構造による。夫婦世帯の所得が単身世帯の2倍のとき、より高い税率で課税されるからである。両者の相対的差異は所得水準が上がるにしたがって拡大する。社会保険料負担も合わせて、両者の相対的差異をもとめると、税負担のみのばあいよりも差異は縮小する。

1世帯に有業者が2人いる（夫婦共働き）ばあいはどうであろうか。わが国のように稼得者単位課税（個人単位主義）を採用している国では、有業者が2人いるとき、税制のうえで結婚に関して有利な点も不利な点もない。同一所得水準では、



a: 夫婦世帯の税負担率 (%)
b: 単身世帯の税負担率 (%)
c: 夫婦世帯の(税+社会保険料)負担率 (%)
d: 単身世帯の(税+社会保険料)負担率 (%)

図4 単身世帯と夫婦世帯の税および社会保険料の相対的地位——1人当り所得は同じばあい（夫婦世帯の所得は単身世帯の2倍）——（昭和55年）

単身世帯と夫婦世帯の税・社会保険料の負担率は同一である。

つぎに、総合所得は同一であるが、共働きの夫婦間で異なる方法で所得が分割されるとき、世帯の負担する税・社会保険料の相違をとりあげよう。

世帯の総合所得の4つのレベルそれぞれについて、2つのケースを比較する。すなわち、夫が所得の全額を稼得するばあい、および所得の一部を夫、一部を妻が稼得するばあいである。表6より明らかなように、総合所得が同一水準の2つのケースを比較すると、有業者が2人の世帯に比して、有業者が1人の方が常に税を多く負担している。

表6 世帯の総合所得の分割が夫婦間で異なるときの負担率（昭和55年）

世帯の総合所得	100		133		166		200	
夫の所得	100	50	133	100	166	100	100	100
妻の所得	0	50	0	33	0	66	0	100
世帯の税負担率 (%)	9.7	5.0	12.4	9.7	14.1	10.0	19.7	11.5
世帯の社会保険料負担率 (%)	5.8	6.1	5.5	5.9	5.0	5.9	4.4	5.8
(税+社会保険料)負担率 (%)	15.5	11.1	17.9	15.6	19.1	15.9	24.1	17.3

(注) 昭和55年の男子給与所得者の平均給与を100とする。税負担率には所得税のほか、住民税を含む。

しかし社会保険料は有業者が2人(所得を分割したばあい)の方が高い。

夫の所得100に対して、妻の所得が夫の所得の3分の1, 3分の2, 3分の3のばあいを比較すると、妻の所得割合が増大するにつれて、有業者1人世帯と有業者2人世帯の税負担率の差は大きくなる。妻が就労し、夫の所得の3分の1に等しい所得を得るばあいは、世帯の税負担率は夫のみ就労のばあいと変わらない。しかし、妻の所得がそれ以上に増加すると負担率は上昇するが、わが国のように個人単位主義の国では、税負担率の上昇はそれほど大きくはない。家計の総合所得が100から200へ倍増するとき(妻も夫と同額を稼得する)、世帯の税負担率は9.7%から11.5%へわずかに1.8%上昇するにすぎない。社会保険料を含めても同じである(15.5%から17.3%)。これらの結果は、税制の控除構造と累進税率によるものである。有業者2人世帯が受ける総控除は同じ所得の有業者1人世帯が受けるそれよりも大きいので、税負担は少なくなる。

(3) 被扶養者数と税・社会保険料の負担

被扶養者数の相違によって、給与所得者の税負担(源泉徴収された所得税)および社会保険料負担⁶⁾はどのように変動するであろうか。

年収に対する負担の割合を所得階層別にもとめると図5のようになる。税負担率は所得の増加とともに上昇する右上りとなるが、社会保険料負担率は所得の増加とともに下落する右下りを示す。社会保険料の逆進的性格は社会保険料と税を合わせた負担率にも影響を及ぼす。年収に対する負担割合(税+社会保険料)は、単身世帯では所得が高くなるにしたがって負担率も高くなる累進型を示すが、被扶養者のいる世帯ではU型になり、低所得層に重い負担をかける結果となっている。

所得税と社会保険料の拠出はいずれも強制的という点では類似しているが、家計に与えるインパクトは異なる。第1に、所得税では累進税率の仕組がとり入れられているが、社会保険料の負担は

逆進的性格を有している。このような逆進性はいくつかの要因によってもたらされている。被用者保険の保険料徴収が標準報酬の上限を定めて定率を適用していること、総報酬制(給与のほかに賞与・期末手当等を含めた報酬額に保険料率を乗ずる徴収方法)をとっていないこと⁷⁾、および国民年金や農業者年金では均一拠出制となっていること等による。第2に、所得税には各種の所得控除制度があるが、社会保険料には控除制度はないので、低所得層では所得税よりも社会保険料負担の方が重くなる。第3に、社会保険料は個人ベースであり、婚姻状態による区別はない。

被扶養者数の相違は負担率にかなりの影響を及ぼしている。同一所得階層の負担率を比較すると、税負担率は扶養控除のため扶養人員が増えると著しく低下する。社会保険料の負担率は扶養人員が1~4人のばあいほとんど変わらないが、扶養人員がいないばあいと比べると、複数の扶養人員を有するばあいの方が負担率が高い。社会保険料は所得者本人の標準報酬を基準として決められており、家族保険料を徴収するわけではないので、扶養家族が何人いようとも関係ない。ただし、所得者が自己の保険料以外に、生計を同じくする親族の負担すべき社会保険料⁸⁾を支払うばあい、扶養家族のいないものに比べて拠出額が多くなることが考えられる。

図5において扶養家族のいる世帯の中ではもっとも構成比の大きい扶養人員3人のばあいと総数を比較すると、所得階層別の負担のパターンはかなり異なることが明白である。社会保険料の逆進的性格はとりわけ扶養家族のいる低所得世帯(平均給与の2分の1以下を稼得する世帯)の負担率を大きくしている。たとえば、扶養人員3人の標準的な世帯の年収100万円以下の層では、税負担はないが社会保険料の負担率は11.5%である。そ

7) ただし、健康保険では、昭和53年から、当分の間、賞与・期末手当等から特別保険料(被保険者0.3%, 事業主0.5%)を徴収する制度が施行されている。

8) 健康保険、厚生年金または船員保険の任意継続被保険者や国民年金の任意加入の被保険者である配偶者その他の親族に支払能力がないなどのため、その負担すべき社会保険料を生計を同じくする所得者が支払うばあいである。

6) 所得者が被保険者としての本人の保険料のほか、生計を同じくする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払ったばあいその負担額も含む。

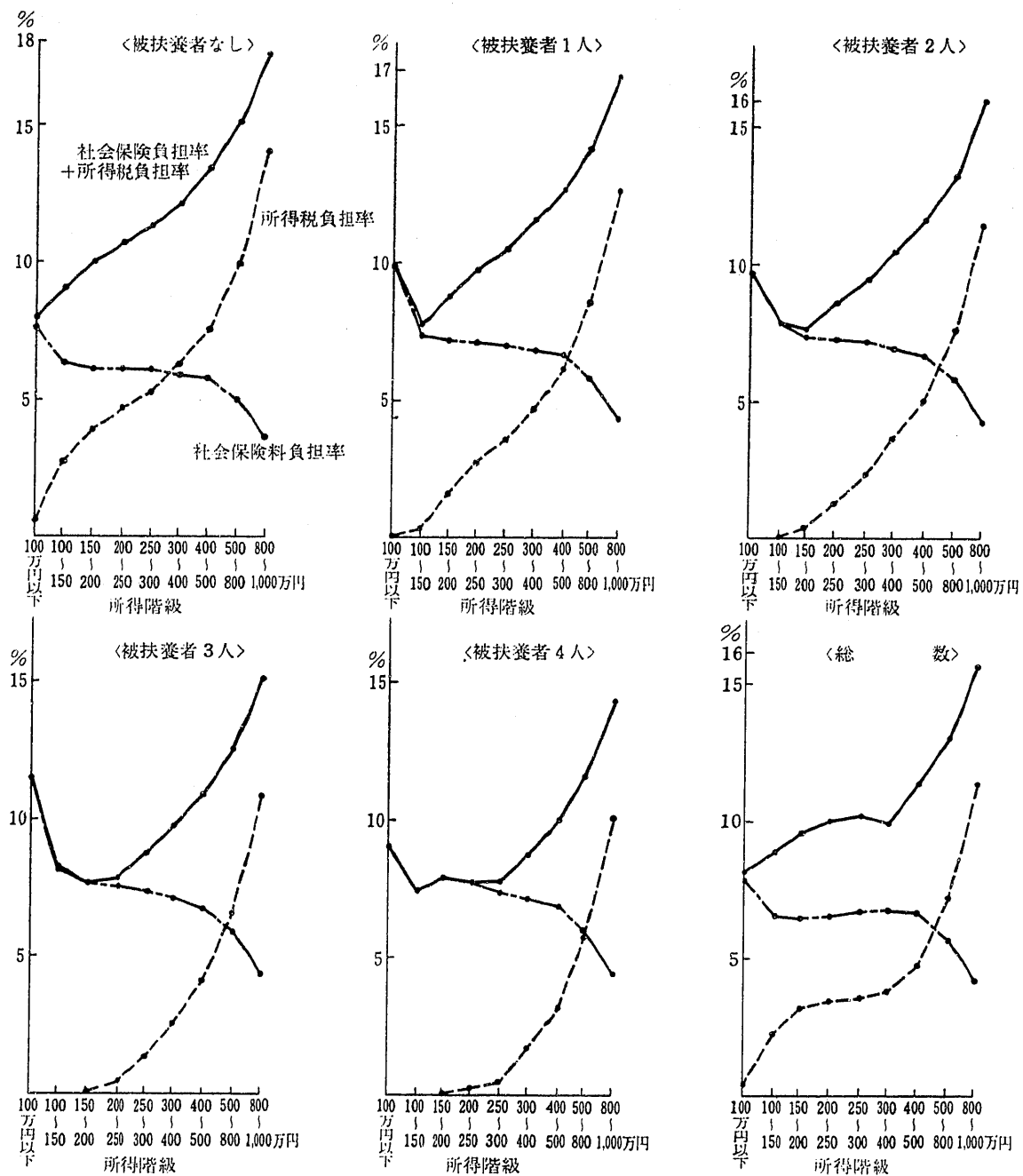


図5 年収に対する所得税および社会保険料の割合——被扶養者数別——(昭和55年)

資料：国税庁『民間給与の実態』55年分を用いて算定。

れに対して、年収800～1,000万円の層では、税負担率は10.7%であるが、社会保険負担率は4.3%であり、前者との差(7.2%)はかなり大きい。

それでは、所得税に比して社会保険料の方をより多く負担する世帯はどのくらいの割合であろうか。扶養家族のいない単身世帯の89%，被扶養者1人および2人の世帯では85%，被扶養者3人および4人の世帯では83%が所得税よりも社会保

料の方をより多く支払っている(表7)。図5から明らかなように、低所得層では税よりも社会保険料の負担の方が大きく、高所得層ではその逆になる。逆転の生じる分岐点は被扶養者数の増加とともに上昇するが、所得税よりも社会保険料を多く負担する世帯の割合は83～85%で一定している。これは所得分布が被扶養者数によって異なることによる(図6)。被扶養者数の増加とともに所得

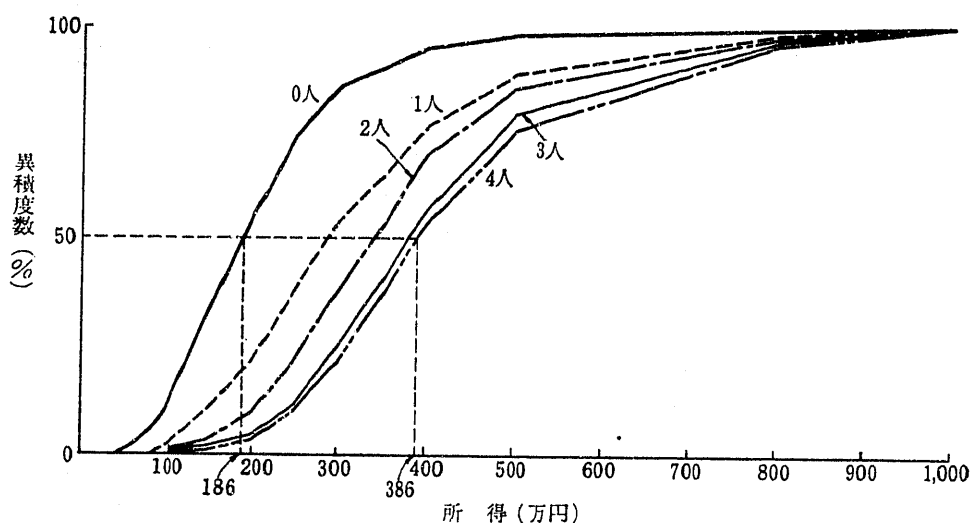


図 6 所得金額別にみた相対的累積度数分布——被扶養者数別——（昭和55年）

表 7 所得税と社会保険料負担——被扶養者数別——（昭和55年）

被扶養者数	世帯数	総数	社会保険料 > 所得税	社会保険料 < 所得税
0 人	15,394,981	100	89%	11%
1 人	4,073,488	100	85	15
2 人	4,323,250	100	85	15
3 人	5,477,313	100	83	17
4 人	1,958,259	100	83	17

（注） 1年を通じて勤務した給与所得者に関するものである。

資料：国税庁『民間給与の実態』55年分を用いて算出。

分布は上方ヘシフトする。単身世帯は扶養家族のいる世帯に比べて相対的に税負担が高いにもかかわらず、所得税よりも社会保険料負担の方が重い世帯が全体の9割弱に達している。単身世帯の所得分布は著しく低い方ヘシフトしているからである。

社会保険料のあり方についてはさらに検討されねばならないであろう。現行の上限付きの所得比例制は逆進的負担を意味している。

V 税制と社会保障の相互調整

——家族扶養について——

人の一生には、他人に依存して生活しなければならない2つの段階——児童期と老年期——がある。わが国の平均寿命は著しく伸長し、人生80年時代に突入しようとしている。平均寿命の延長は老人を扶養する責任および必要性をますます大き

くすることになった。

わが国においても、「扶養を必要とする状態」について公的な関与や責任が拡大されてきたことは明らかである。とりわけ、税制を媒介とするソーシャル・ポリシーの発達著しく、家族への援助も強化されてきた。しかしながら、このような形の援助によってもっとも恩恵を受けるのは所得の高い層である。老人や児童等に対する扶養控除は家族そのものに着目した給付であるから、その目的に照らした改善がはからねばならない。

児童の扶養、あるいは障害児のいる家庭、母子家庭の扶養の問題については別の機会に検討したので、ここでは老人の扶養に対する公的援助を再検討してみたい。

所得者または所得者の配偶者の直系尊属（父母や祖父母など）で、年齢70歳以上の人と同居を常況として、扶養しているばあい、老人扶養控除（1人につき40万円）が適用される。夫婦世帯で70歳以上の同居両親を扶養しているばあいの税制の老人扶養控除の価値を所得階層別にもとめると図7のようになる。税制上の給付の価値は納税者の限界税率の関数であるから、所得に応じて増加し、課税水準以下の家庭には何らの恩恵も及ばない。所得税では所得が高いほどその価値も高いが、地方税の累進構造は所得税のそれほど急ではないので、所得による差異は大きくはない。

たとえば、年とった両親と同居し、扶養してい

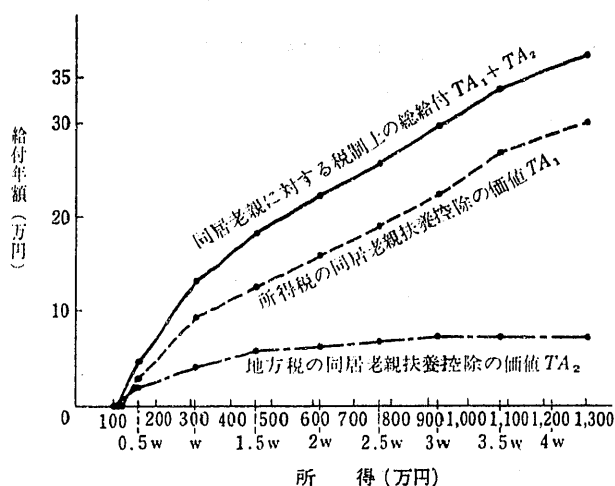


図7 税制における同居老親に対する給付（夫婦世帯が70歳以上の両親を扶養しているばあい）（昭和57年）

w ：昭和56年の平均給与

るもので、1人は年収が平均給与の4倍、もう1人は年収が平均給与の2分の1の2人を考えてみるならば、老親の扶養の必要性を認めるということでは、裕福な方は貧しい方よりも国から8.7倍も多く支給されているということになる。すなわち、裕福な方には毎月3万円の老人扶養手当、貧しい方には毎月3,500円の老人扶養手当が税制を通じて支給されていることを示す。

高齢者が増加する傾向にかんがみ、扶養親族のうちに70歳以上の高齢者がいるばあいには老人対

策として、扶養控除を一般のばあいよりも引き上げるという制度改正が昭和47年に行われたわけであるが、控除制度そのものには、上記のような問題点が含まれている。

70歳以上の親族を扶養しているばあい、税制上、その対象によって次の所得控除が適用される。同居老親等に対する老人扶養控除、同居老親以外の老人扶養控除、そして老人控除対象配偶者に対する配偶者控除である。現在、所得税の控除額はそれぞれ40万円、35万円、35万円、地方税は26万円、23万円、23万円である。児童等通常の扶養控除は所得税29万円、地方税22万円であるから、70歳以上の高齢者については、より手厚い給付が行なわれている。

70歳以上の扶養家族に対する税制上の給付を所得税と地方税両者について検討してみよう。同居老親に対する老人扶養控除の価値 TA の推計は次の式により行なう（データは表8参照）。

$$TA = \sum_{i=1}^n D_i N_i$$

D_i ：老人扶養控除（同居老親）により減額された第 i 所得階級の1人当たり税額

N_i ：第 i 所得階級の同居老親数

推計結果は表9のとおりである。ここで推計した民間給与所得者に扶養されている70歳以上の老

表8 同居老親に対する扶養控除——所得階層別の同居老親数と控除の価値（昭和55年）

所得階層	同居老親数 (人)	構成比 (%)	1,000人当り 扶養率 (%)	扶養控除の価値		
				所得税(万円)	住民税(万円)	合計(万円)
100万円以下	17,680	0.9	8	0	0	0
150 "	71,934	3.7	20	0.99	0.96	1.95
200 "	145,222	7.5	31	3.84	1.34	5.18
250 "	238,261	12.3	51	4.17	1.69	5.86
300 "	260,316	13.4	63	4.80	1.97	6.77
400 "	497,239	25.7	80	5.41	2.64	8.05
500 "	334,340	17.3	102	6.46	2.93	9.39
800 "	297,730	15.4	113	8.40	3.12	11.52
1,000 "	49,040	2.5	113	10.80	3.64	14.44
1,500 "	18,940	1.0	86	15.20	3.64	18.84
2,000 "	4,281	0.2	109	18.40	3.90	22.30
2,000万円超	2,033	0.1	94	22.00	4.16	26.11
計	1,937,016	100.0	60			

(注) 1. 1,000人当り扶養率とは所得階層別に、給与所得者数1,000人に対する同居老親数を示したものである。

2. 扶養控除の価値は同居老親1人についての価値である。図7は同居老親である父母2人についての額である。

資料：国税庁「民間給与の実態」昭和55年分を用いて算出。

表 9 70歳以上の扶養親族に対する税制上の給付の価値の推計結果（昭和55年）

（単位：億円）

	税制上の給付の価値
同居老親等	1,583.7
同居老親以外の70歳以上被扶養者	409.4
70歳以上の配偶者	40.5
合 計	2,033.6

（注） 民間給与所得者に扶養されている老人のみ。

表 10 給付改善の分岐点と割合

	分岐点 (万円)	55年平均給与に対する給 与の割合 (%)	給付改善 されるもの の割合 (%)
同居老親等	355	120	52
同居老親以外の70歳以上被扶養者	435	147	53
70歳以上の配偶者	345	117	72

齢者は約 250 万人であり、70歳以上の扶養親族に対する税制上の給付は 2,034 億円である。老人扶養控除額を児童扶養控除と比較すると、児童のばあいは絶対数が多いため、児童に対する扶養控除の価値は、1兆9,700億円(昭和53年)の膨大な額にのぼった⁹⁾。

児童手当と児童扶養控除のばあいと同様に、老人扶養に関して社会保障と税制の相互調整¹⁰⁾をはかることが考えられる。すなわち、現在税制をとおして支給されている福祉的給付を廃止し、現金給付（高齢者扶養手当）として社会保障をとおして支給することである。調整による効果は次のとおりである。

老人の被扶養者に対する税制上の所得控除を廃止して、その財源により、すべての老人被扶養者に高齢者扶養手当として均一額を支給すると、現

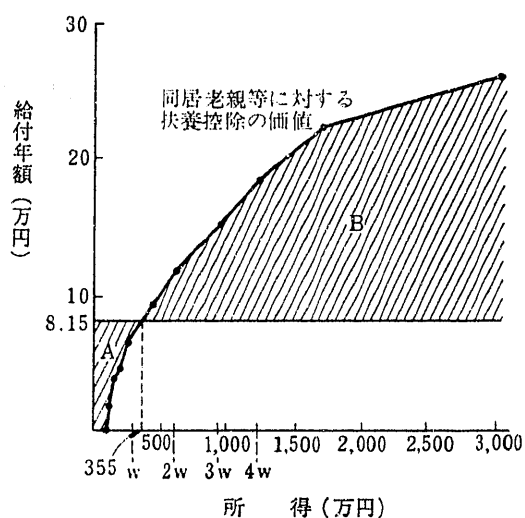


図 8 調整の効果——老人扶養——（昭和55年）

行の制度では 1 人当たり 8 万 1,500 円の支給が可能になる。図 8 は同居老親について調整の効果を示したものであるが、その他の老人扶養親族や老人控除対象配偶者についてもほぼ同じ型になる。図 8 において A の部分は現行制度よりも給付額の改善される層であり、B の部分は給付額の引き下げられる層である。給付改善されるものの割合は、配偶者では 72%，同居老親等の老人扶養親族では 52～53% であり、半数以上の老人被扶養者に恩恵が及ぶことになる。とくに、課税最低限以下の所得者に扶養されているものへは新たに給付が支給され、確かな援助を与えられる。このような調整により、納税者にも非納税者にも等しく支給する機能をもつようにすることが可能である。

わが国では、昭和 55 年から 75 年までの 20 年間に、75 歳以上人口は 105%，85 歳以上人口は 212% 増加すると予測されている。75 歳以上人口、とくに 85 歳以上人口の急速な増加傾向は、老齢における「要保護性」dependency への関心を強めてきている。いまや、あらゆる所得階層の家族に対する国の援助の役割を、人口の趨勢に照らして改めて検討すべきである。

（つむら あつこ・社会保障研究所主任研究員）

9) 拙稿「福祉政策の“Harmonization”問題について——児童扶養控除制度と児童手当制度の一元化」『季刊社会保障研究』Vol. 13, No. 1 のモデル（昭和50年）を昭和53年に適用した推計額。

10) 社会保障と税制の相互調整については、拙稿「社会保障と税制との関連」「社会保障と税制との相互調整——わが国の年金および医療について」『季刊社会保障研究』Vol. 15, No. 3, Vol. 17, No. 3 参照。